

2024年9月30日
関税中央分析所

関税中央分析所における分析業務の適切な実施を 確保するための対応策について

本年6月、輸入申告されたポリエチレンテレフタレート(PET)に対する不当廉売関税の課税の根拠となった関税中央分析所における分析に手続上の瑕疵があつたことが確認されました。

本事案を受けて、まず、PETについて、過去に関税中央分析所において行った分析の手順等に瑕疵が無いか検証を行ったところ、本事案以外に、課税処分に影響を及ぼした瑕疵は確認されませんでした。(過去のPETの粘度数分析に関する検証結果は別紙)。

また、PET以外の物品についても、過去に関税中央分析所において行った分析の手順等について検証を行いましたが、分析結果に影響を及ぼした瑕疵は確認されませんでした。

関税中央分析所においては、本事案において瑕疵が発生した原因等の調査を行い、当該調査の結果を基に、今後、関税中央分析所において同様の瑕疵を発生させることなく、分析業務を適切に実施していく上で、必要となる対応策を下記のとおり取りまとめました。

記

1. 前提となる関税中央分析所における分析業務の実施体制

- 関税中央分析所は、税関で分析が困難な輸出入貨物(物品)について適切な関税分類等を行うため、分析機器等を用いて物品の成分の種類や組成の分析等を実施しています。
- 分析手法については、税関分析業務の統一化、適正化及び効率化を図ることを目的として、分析件数の多い品目について標準的な分析法を定めた税関分析法や公的な分析法(JIS規格等)等を用い、分析法が定められていない物品の分析については、執務参考資料、所報及び学術論文等による手法を参考に実施しています。また、品目によっては分析のためのマニュアル(機器の操作方法等を含む)を各分析室で作成しており、それを用いて分析を実施しています。

2. 本事案発生の原因等

- 中華人民共和国を原産地とするPETを我が国に輸入する際に、PETの粘度数が一定の基準値を上回る場合は、2017年12月から2028年2月までの間、通常の関税に加えて不当廉売関税を課すこととなっています。
- 本来、PETの粘度数の分析はJIS規格に従い行うこととされており、JIS規格では、連続した2回の測定値を採用するという手順が定められています。しかし、調査の結果、本事案の分析においてはその手順が遵守されおらず、複数回測定を行った中から、連続していない2回分の測定値を選び出し、採用していたことを確認しました。
- 本事案の直接的な原因として、本事案を担当した分析担当者が、本来守るべき分析手順についての理解が十分ではないままに、分析を実施したことが判明しました。
- また、間接的な原因として、
 - ・ 関税中央分析所内で作成されているPETの粘度数の分析手順に関するマニュアルに、JIS規格に基づく手順が適切・明確に反映されていなかつたこと
 - ・ 本事案担当の分析担当者が実施した分析において、当該担当者の上司等の指導・監督が十分に行き届いておらず、所長までの決裁等の過程においても、分析手順の誤りや分析結果に妥当性がないことに気付くことができなかつたことも判明しました。

3. 今後の分析業務の適切な運用に向けた対応策

以上を踏まえ、今後同様の事態の再発を防止し、関税中央分析所における分析業務の適切な実施を確保するための方策を、以下のとおり策定し、その徹底を図ります。

(1) 基本的な理解及び動作の徹底

毎事務年度開始時に、分析業務に携わる全職員に対し、

- ・ 実施する分析の結果が課税処分に直接影響しうることを再確認させるとともに、
- ・ 各分析の手順の十分な理解や遵守、適切な分析データの取扱いなど分析業務に携わる者としての基本的な心構えについて指導を行うこと

を通じ、分析業務に必要な基本的理解・動作を徹底します。

(2) 関税分類に関する分析手順の整理及び文書化

本事案の対象であるPETに限らず、関税分類に関する分析のうち、分析件数が多く税率差の大きい品目を中心に、分析手順を記したマニュアルについて再確認し、必要に応じ補足等の見直しを行った上で、所内の分析業務における統一的な標準マニュアルとして整備等を行います。

また、分析の実施過程のうち特に重要な測定条件等、事後においても分析結果の検証を可能とする事項を整理したチェックリストを作成し、各マニュアルに確実に反映するとともに、人事異動期にはそれらを次期体制に適切に引き継ぎます。

(3) 分析及びその結果に対する複層的なチェック体制の確立

所内で実施する分析に関して、分析の過程及びその結果の妥当性を分析担当者以外の者が適切に確認し、必要に応じて修正等を行うことが可能となる体制を確立します。

その一環として、分析の過程を記したノートや測定データなどの分析記録を適切に作成、保管することを、規則として明文化します。各分析室の室長が部下職員の実験ノートや測定データなどの分析記録を定期的に確認するとともに、分析結果に関する決裁文書に分析記録の写しを添付することにより、分析の過程及びその結果の妥当性に関するチェック体制を強化します。

(4) 適切な分析の確保のための体制整備及び職員の意識・能力向上

関税分類に関する分析の適切な実施を確保するために、

- ・分析の際の人為的な誤差やばらつきを最小化する観点から、最新技術を用いた分析機器等の導入を検討するとともに、こうした基本的な分析環境の外部からの可視化を図り、
- ・分析に必要な知見や技術等を組織として蓄積・承継するために必要な人員及び体制を確保し、
- ・他の関係機関の事例も参考としつつ、各種研修等を通じて職員の意識及び能力の向上に取り組むほか、
- ・税関における分析に関する知見や技術の向上を図るため、人材育成その他必要な措置を講じることにより、各税関との連携を更に深めることとします。

(以上)

関税中央分析所の過去のP E Tの粘度数測定に関する 分析手順等の検証結果について

1. 経緯

中華人民共和国を原産地とするポリエチレンテレフタート（P E T）を我が国に輸入する際に、P E Tの粘度数が一定の基準値を上回る場合は、2017年12月より時限措置として、通常の関税に加えて不当廉売関税を課すこととなっている。

その粘度数分析はJ I S規格に従い行うこととされており、J I S規格では、「2回連続して測定した値の差が、2回の平均値の3%以内になるまで測定する」という手順が定められている。

しかし、今般、当所において実施した中国産P E Tの粘度数測定において、J I S規格の手順に従わず、連続していない2回分の測定値を選び出して採用していた事案があったことが確認された。

この事案を受けて、関税中央分析所として、当該分析結果の取消しを行うとともに、本年8月2日に、関税中央分析所HPにおいて公表した。

その後、本事案の詳細な原因等について調査を行ったところ、直接的な原因として、本事案の分析担当者が、本来守るべきJ I S規格に基づく分析手順について十分に理解しないままに、分析を実施していたことが判明した。

以上の経緯を踏まえ、関税中央分析所が過去に行ったP E Tの分析についても、分析手順等に瑕疵が無かったかに関する検証を行った。

2. P E Tの検証作業の概要

過去に当所が行ったP E Tに係る全ての分析について、分析手順等に瑕疵等がなかったか検証したところ、検証結果は以下のとおりであった。

(1) 検証作業の観点

P E Tの分析手順等を定めたJ I S規格に基づき、適切な手順で分析が行われていたか。

(2) 対象となる期間及び分析

P E Tの分析に関する行政文書が保存されている2017年1月以降に行われた全ての分析について、分析結果に基づいて関税分類が変更され、不当廉売関税の対象となったか否かで区別の上、分析手順等の検証作業を行った。

P E Tの分析に係る検証結果（2017年1月～2024年6月）

		不当廉売関税の対象 (中国産・高重合度P E T該当)	不当廉売関税の対象外 (中国産・高重合度P E T非該当)
分析依頼件数	65 件	7 件	58 件
うち分析結果に影響を及ぼす瑕疵が確認された分析	17 件	1 件	16 件
2回連続していない測定値を採用	1 件	1 件	0 件
測定が1回のみ	6 件	0 件	6 件
2回の測定値の差分が2回の測定値の平均の3%以内となっていない	10 件	0 件	10 件

2017年1月以降、関税中央分析所が受けた不当廉売関税に関するP E Tの分析依頼は合計65件あり、うち、既定の分析手順に従っておらず、分析結果に影響を及ぼした瑕疵が確認されたものは17件あった。

具体的には、

①分析依頼のあった65件のうち、分析結果に基づき、税関において分類を不当廉売関税対象に変更し課税処分を行うこととなった事案は7件であった。

この7件のうち、分析手順に瑕疵があったことが確認された事案は、本件事案の1件のみであった。

②また、分析依頼のあった65件のうち、上記7件以外の58件は、結果として分類変更を行わず、課税対象外となった分析であるが、そのうち、分析手順に瑕疵が確認されたものは16件であった。

この16件の内訳は、

(a) J I S規格では「2回連続で測定した結果」を採用することとされているが、1回しか測定していなかった案件が6件、

(b) J I S規格では、「2回連続して測定した値の差が、2回の平均値の3%以内になるまで測定する」とされているところ、測定値の差分が3%を超えていたにもかかわらずその平均を測定結果とした案件が10件、

であった。

これらの瑕疵は、

- ・不当廉売関税導入後1年以内(2018年12月まで)に、(a)が4件、(b)が3件、
- ・2022年7月以降の直近2年間に、(b)が4件、

発生していた。

前者は、不当廉売関税の制度導入初期で関税中央分析所としてP E Tの分析に関する知見の蓄積が無かった時期であり、後者は、今回分析結果を取り消した事案を

担当した職員が着任して以降の時期であった。いずれも、JIS規格に対する職員の理解が不足している状況で瑕疵が集中して発生したものであり、それ以外の期間は、知見の蓄積と職員の分析技術の習熟により瑕疵はほぼ生じていなかった。

(※) (a)の残り2件及び(b)の残りの3件中2件は、当時の研修生が担当した事案。

(b)の残りの1件は、PETの分析を初めて実施する職員が担当した事案。

(以上)